

自衛官の育児休業に伴う任期付採用に関する訓令を次のように定める。

平成19年8月31日

防衛大臣 高村 正彦

自衛官の育児休業に伴う任期付採用に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、自衛官の育児休業に伴う任期付採用（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第27条第1項において準用する同法（以下「準用育児休業法」という。）第7条第1項第1号の規定により任期を定めて採用することをいう。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(応募資格)

第2条 任期付自衛官（自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号。以下「規則」という。）第21条第1項ただし書に規定する準用育児休業法第7条第1項第1号の規定により任期を定めて採用される自衛官をいう。以下同じ。）の応募資格を有する者は、自衛官としての勤務期間が1年以上の者で、かつ、次に掲げる階級の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に該当する者とする。

(1) 陸士長、海士長又は空士長以下 年齢18歳以上の者

(2) 3等陸曹、3等海曹又は3等空曹以上 年齢18歳以上の者で、採用しようとする階級において任期の末日における年齢が、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号。以下「令」という。）別表第9に規定する当該階級の定年に達する日以前の者

(募集の方法)

第3条 任期付自衛官の募集は、幕僚長（陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長をいう。以下同じ。）又は幕僚長の指定する部隊等の長（自衛隊の部隊又は機関の長をいう。以下「指定部隊等の長」という。）が行う。

2 幕僚長又は指定部隊等の長が任期付自衛官の募集を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにするものとする。

(1) 応募資格

(2) 選考の実施時期、実施場所及び実施要領

(3) 採用予定人員

(4) 採用予定年月日

(5) 任用予定期間

(6) 採用しようとする階級

(7) 従事させる予定の業務

(8) 前各号に掲げるもののほか受験に必要な事項

3 幕僚長又は指定部隊等の長は、任期付自衛官の募集を行う場合には、募集に関して必要な事項について、当該部隊等が所在する区域を担当する地方協力本部長に通報する。

(地方協力本部長の協力)

第4条 地方協力本部長は、任期付自衛官の募集に関し、要項の作成、広報、志願受付及び志願者に対する通知について必要な協力を行う。

(選考の方法)

第5条 任期付自衛官の選考は、自衛官として勤務をしていた期間の勤務成績が良好である者の中から、口述試験、身体検査及び経歴評定の結果により行う。

2 前項に定めるもののほか、任免権者（任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）第2章第1節及び第3章第1節の規定により隊員の任免を行う者をいう。以下同じ。）は、任期付自衛官の選考をするため必要があると認めるときは、学科試験、体力検査その他必要な方法を用いることができる。

（採用の決定及び採用時の階級）

第6条 任免権者は、任期付自衛官の採用を決定した場合には、その者の退職した時の階級若しくは現に指定されている予備自衛官若しくは即応予備自衛官の階級と同位の階級又はこれらの階級より下位の階級に採用することができる。

（昇任に要する期間）

第7条 任期付自衛官の採用後の最初の昇任に要する期間については、自衛官として在職していた期間のうち、任期付自衛官として採用された時の階級又はそれより上位の階級であった期間（自衛官の昇任に関する訓令（昭和34年防衛庁訓令第62号）第5条に規定する引き続き1箇月以上にわたる休職期間を除く。）に限り、規則第29条に規定する昇任に要する期間に算入することができる。

（任期の更新）

第8条 任免権者は、任期付自衛官として勤務した期間の勤務成績が良好である場合には、任期付自衛官の任期の更新（準用育児休業法第7条第3項に規定する任期の更新をいう。）を行うことができる。

2 前項の規定により任期を更新される任期付自衛官は、その者の階級（3等陸曹、3等海曹又は3等空曹以上の階級に限る。）において更新される任期の末日が、令別表第9に規定する当該階級の定年に達する日以前の者でなければならない。

（上申等）

第9条 幕僚長は、3等陸佐、3等海佐又は3等空佐以上の任期付自衛官の採用又は任期の更新を行う場合には、別記様式第1により防衛大臣に上申するものとする。

2 幕僚長は、1等海尉若しくは1等空尉、2等陸尉、2等海尉若しくは2等空尉又は3等陸尉、3等海尉若しくは3等空尉たる任期付自衛官の採用又は任期の更新を行う場合には、別記様式第2により防衛大臣に申請し、その承認を得るものとする。

（採用予定者等への通知）

第10条 任免権者は、任期付自衛官として採用を決定した場合には別記様式第3により、任期付自衛官の任期の更新を決定した場合には別記様式第4により、採用を決定された者又は任期の更新を決定された者に通知しなければならない。

（防衛大臣に対する報告）

第11条 幕僚長は、毎年5月末日までに、前年度における任期付自衛官の採用及び任期の更新の状況を別記様式第5により防衛大臣に報告しなければならない。

（選考による自衛官の採用の基準に関する訓令等の適用除外）

第12条 選考による自衛官の採用の基準に関する訓令（平成29年防衛省訓令第34号）及び元自衛官の再任用に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第59号）の規定は、任期付自衛官については適用しない。

（委任規定）

第13条 この訓令の実施に関し必要な事項は、幕僚長が定める。

附 則

1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

2 自衛官の順位に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「(以下この項において「再任用自衛官」という。)は、再任用自衛官」を「及び国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第27条第1項において準用する同法第7条第1項第1号の規定により任期を定めて採用される自衛官は、これらの者」に改める。

- 3 任命権に関する訓令(昭和36年防衛庁訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第27条第3項中「元自衛官等の再任用に関する訓令(昭和36年防衛庁訓令第59号)の規定による元自衛官等」を「元自衛官の再任用に関する訓令(昭和36年防衛庁訓令第59号)及び自衛官の育児休業に伴う任期付採用に関する訓令(平成19年防衛省訓令第156号)の規定による元自衛官」に改める。

- 4 陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令(昭和38年陸上自衛隊訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「及び陸上自衛隊看護学生」を「、陸上自衛隊看護学生及び自衛官の育児休業に伴う任期付採用に関する訓令(平成19年防衛省訓令第156号)第2条第1項に規定する任期付自衛官(第23条の2において「任期付自衛官」という。)」に改める。

第23条の2第1項中「陸士長を含む」を「陸士長を含み、任期付自衛官を除く」に改める。

- 5 海上自衛隊の教育訓練に関する訓令(昭和42年海上自衛隊訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「及び海曹候補士」を「、海曹候補士及び自衛官の育児休業に伴う任期付採用に関する訓令(平成19年防衛省訓令第156号)第2条第1項に規定する任期付自衛官(以下「任期付自衛官」という。)」に改める。

- 第15条第1項中「入隊した海曹」の次に「(任期付自衛官を除く。)」を加える。

第21条中「入隊した幹部自衛官」の次に「(任期付自衛官を除く。)」を加える。

- 6 航空自衛隊の教育訓練に関する訓令(昭和41年航空自衛隊訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第15条中「及び空曹候補士」を「、空曹候補士及び自衛官の育児休業に伴う任期付採用に関する訓令(平成19年防衛省訓令第156号)第2条第1項に規定する任期付自衛官(第34条において「任期付自衛官」という。)任期付自衛官」に改める。

第34条中「入隊した幹部自衛官」の次に「(任期付自衛官を除く。)」を加える。

附 則

- 1 この訓令は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行の日(平成26年2月21日)から施行する。

文書番号
年 月 日

任期付自衛官（採用・任期の更新）上申書

防衛大臣 殿

幕僚長

（※任期付自衛官の階級が 3 佐以上の場合）

自衛官の育児休業に伴う任期付採用に関する訓令第 9 条第 1 項の規定による採用又は任期の更新について、別紙のとおり上申します。

別 紙
(階級：)

連番	氏名 (生年月日)	採用年月日	採用予定の所属・職名	任期 (始期及び終期)	備考

- 注： 1 階級別には、任期付自衛官の階級を記入し、階級別に作成する。
2 任期の更新隊員は、備考欄に「任期の更新」と記入する。
3 別紙は A 4 横書きとする。

文書番号
年月日

任期付自衛官（採用・任期の更新）承認申請書

防衛大臣 殿

幕僚長

（※任期付自衛官の階級が尉たる自衛官の場合）

自衛官の育児休業に伴う任期付採用に関する訓令第9条第2項の規定による採用又は任期の更新について、別紙のとおり申請します。

別紙
(階級：)

連番	氏名 (生年月日)	採用年月日	採用予定の所属・職名	任期 (始期及び終期)	備考

- 注：1 階級別には、任期付自衛官の階級を記入し、階級別に作成する。
2 任期の更新隊員は、備考欄に「任期の更新」と記入する。
3 別紙はA4横書きとする。

文書番号
年月日

任期付自衛官採用通知

採用者 殿

任免権者

任期付自衛官採用通知

あなたを、平成 年 月 日付で任期付自衛官として、下記のとおり採用決定

しました。

記

- 1 階 級
- 2 任 期
- 3 従事予定業務（職名）
- 4 採用予定部隊等
- 5 所在地
- 6 辞令交付日時等

文書番号
年月日

任期付自衛官任期の更新通知

任期の更新者 殿

任免権者

任期付自衛官任期の更新通知

あなたを、平成 年 月 日付で任期付自衛官として、下記のとおり任期の更新

を決定しました。

記

- 1 階 級
- 2 任 期
- 3 従事業務（職名）
- 4 所属部隊等
- 5 辞令交付日時等

平成 年度育児休業の取得状況及び任期付自衛官の採用等実施状況報告書

幕僚監部

区 分		1佐	2佐	3佐	1尉	2尉	3尉	准尉	曹長	1曹	2曹	3曹	士長	1士	2士	計	備考	
育児休業	前年度末育児休業者数(A)																	
	当該年度育児休業取得者数(B)																	
	うち4月1日育児休業取得者数(C)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()			
	当該年度育児休業復帰者数(D)																	
	うち4月1日育児休業復帰者数(E)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()			
	当該年度4月1日現在育児休業者数(F=A+C-E)																	
	当該年度末育児休業者数(G=A+B-D)																	
	当該年度育児休業期間延長者数																	
任期付自衛官	前年度末任期付自衛官数(H)																	
	当該年度任期付自衛官採用者数(I)																	
	うち4月1日任期付自衛官採用者数(J)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()			
	当該年度任期満了者数(K)																	
	うち4月1日任期満了者数(L)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()			
	当該年度4月1日現在任期付自衛官数(M=H+J-L)																	
	当該年度末任期付自衛官数(N=H+I-K)																	
当該年度任期付自衛官任期更新者数																		
補充率	前年度末任期付自衛官補充率(H/A)																	
	当該年度4月1日任期付自衛官補充率(M/F)																	
	当該年度末任期付自衛官補充率(N/G)																	

注： 階級欄に記載されていない場合は、区分欄に応じた備考欄に階級に係る育児休業又は任期付自衛官を記入すること。